

聞法に始まり聞法に終わる

総 務 弓 削 弘 胤

この言葉は、親鸞聖人の教えの根本が「仏法を聞くこと」にあるという、真宗独特のスタンスをよく表していると思います。真宗高田派においても法話（ほうわ）を聴聞することの大切さは非常に強調されています。これは、阿弥陀仏の本願に気づき、その救いに身を任せる「信心」を育むために、仏法を正しく「聞く（聞法）」という姿勢が根本にあるからと考えられます。法話とは、僧侶や布教使が仏教の教えを語り、聴く人にわかりやすく説く場です。単なる知識や情報の伝達ではなく、聞くことで心に響き、信心が深まることを目的としています。真宗では、南無阿弥陀仏と称える信心は、他力（阿弥陀仏の本願力）によって得られるものとされます。その信心は、法を「聞く」ことから始まります。だからこそ、継続的に法話を聴き、仏法に触れ続けることが重要とされているのです。聞法とは、「ただ聞く」のではなく、「心を込めて聞く」「問いを持って聞く」とです。その姿勢によって、阿弥陀仏の慈悲に目覚める機会となります。つまり、聞法は信心の入り口であり、信心を深める道でもあるのです。このような法話を正しく説き、広めるためには、信頼される布教使の存在が欠かせません。布教使の育成は、ただ話し方を学ぶだけでなく、自身の信

心を深め、他者とともに学び深め合うことであります。そのためにも、定期的な講習や研修会を通じて、布教使の育成並びに資質の向上が望まれています。私共真宗高田派においても、「教師検定講習Ⅱ法話実践に向けて」という法話手引書(教学院第3部会のご協力において作成)の『はじめ』において、次のように記述されておりますのでご紹介いたします。

「法話をする(上手、下手は別)同行の僧を見る目が変わってくる。自分の励みになります。自分の人生を語れ、法に照らして語れ」 (松山智光師)

法話とは、仏徳の讃嘆であり自信教人信です。仏徳の讃嘆とは、くだきたい方をするならば、「阿弥陀様ってすばらしいな!」というよろこびとか感動やうなずきです。自信教人信とは、「みずから信じ、人を教へて信ぜしむること」、言いかえれば、自分が阿弥陀さまのみ教えを聞かせていただく、そのことをご縁のある人びとに伝えていくことです。法話者は、「阿弥陀さまの前にいる聴聞者の一人」であることを先ず自覚してください。阿弥陀さまの願いは、法話者のありのままを通して人びとの心に広がり生きてきます。教義の勉強の成果をそのまま語るだけであるとか、自分の考えを語るのではなく、与えられた時間の中で仏法に聞き、仏法を語り、阿弥陀さまの願いを「お取り次ぎ」させていただくことが、法話の目的であると心しておかなければなりません。「お取り次ぎ」とは、「仏法のみ教えを伝える」とともに「私自身が仏法のみ教えを仰ぐ」ことです。

宗 達

宗 達 第一二二四号

法主殿来る令和七年十二月十六日午後一時より真宗高田派専修寺神戸別院報恩講に御親修御親教相成る
令和七年七月十五日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一二二五号

法主殿来る令和七年九月二十三日讚佛会に御親教相成る
令和七年七月十五日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一二二八号

真宗高田派宗制七十九条第二項により令和七年九月三十日 第一八三宗議会を召集せらる
令和七年七月二十五日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一二二九号

法嗣殿来る令和七年十一月二十日午後一時三十分より真宗高田派専修寺福井別院報恩講に御親修御親教相成
る

令和七年七月二十九日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 告

宗 告 第一一八九号

来る令和七年九月二十日より同二十六日まで讚佛会執行相成る

令和七年七月十五日

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠
総 務 中僧都 藤 谷 知 良
総 務 中僧都 弓 削 弘 胤

宗 告 第一一九〇号

来る令和七年十一月三日より同四日まで納骨堂法会執行相成る

一、日 時 三日、四日

納骨堂 午前十時三十分

御影堂 午前十一時（洪鐘撞止）

一、参勤者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和七年七月十五日

宗務総長

総務

総務

大僧都

中僧都

中僧都

増

藤

弓

田

谷

削

修

知

弘

誠

良

胤

宗 告 第 一 一 九 一 号

来る令和七年十一月五日より同十日まで秋法会執行相成る

一、新加入法会 五日、六日、七日

一、参勤者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和七年七月十五日

宗務総長

総務

総務

大僧都

中僧都

中僧都

増

藤

弓

田

谷

削

修

知

弘

誠

良

胤

宗 告 第一一九二号

来る令和七年十一月八日より同十日まで資堂講法会執行相成る

令和七年七月十五日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	弓削弘胤

任 免

令和七年五月二十八日

真宗高田派専修寺名古屋別院責任役員を委嘱する

名古屋別院総代 坂 信太郎

令和七年八月一日
庶務部参拝課課長を命ずる

宗務企画室主任

中野 達照

令和七年七月二十五日

真宗高田派専修寺北海道別院佑事を命ずる

島 優慧

庶務部参拝課主任兼宗務企画室を命ずる

参拝課

松山 曉彦

令和七年七月三十一日

依請解其職

庶務部参拝課課長兼宝物館事務長

久野 俊彦

教学課を命ずる

参拝課

田中 光明

組長交代

令和七年七月六日

依請解其職

三重第六組東部・西部組長

高島 徹浄

三重第六組東部・西部組長を命ずる

信行寺住職

多賀 寛泰

住職拝命

令和七年七月二十九日

愛知県東海市名和町北脇

妙法寺副住職

井上 佳正

補 妙法寺住職

依請解其職

妙法寺住職

井上 義正

三重県津市久居野村町

浄徳寺副住職

佐藤 弘道

補 浄徳寺住職

依請解其職

浄徳寺住職

佐藤 唯信

住職代務者

令和七年七月二十二日

三重県津市渋見町

泰應寺住職

高山 泰司

三重県津市長岡町

補 近縁寺住職代務者

得 度

令和七年七月二十九日

大阪府大阪市中央区内久宝寺町

智勇院 義輝 院家二等

聖賢寺衆徒

濱谷 勇輝

三重県鈴鹿市白子

蓮華院 妙央 院家二等

唯信寺衆徒

山中 未央

布教任命

七月御影堂常在説教（晨朝）

七・一	權中僧都	中村	宣成
七・二	中僧都	青木	義成
七・三	律師	磐城	英嗣
七・四	權大僧都	戸田	栄信
七・五	權中僧都	田中	明誠
七・六	律師	北畠	心淳
七・七	權中僧都	里榮	秀教
七・八	權少僧都	真置	信海
七・九	權中僧都	三井	蓮孝
七・一〇	中僧都	佐藤	弘道
七・一一	大律師	松谷	慧光
七・一二	權少僧都	真置	信海
七・一三	權中僧都	栗廼	隆興
七・一四	中僧都	南部	義幸
七・一五	權中僧都	村上	英俊
七・一六	律師	隆	妙灑
七・一七	權中僧都	中村	宣成

七月御影堂常在説教（逮夜・日中）

七・一八	大律師	北畠	大道
七・一九	大律師	高島	光憲
七・二〇	律師	田中	唯聰
七・二一	權中僧都	上杉	祥樹
七・二二	權中僧都	藤浦	弘導
七・二三	少僧都	岡	知道
七・二四	權中僧都	栗真	光暁
七・二五	權大僧都	島	義恵
七・二六	權大僧都	浦井	宗司
七・二七	律師	隆	妙灑
七・二八	律師	龍池	宏昭
七・二九	律師	田中	光明
七・三〇	律師	若林	妙百
七・三一	少僧都	岡	知道
七・七	權中僧都	藤浦	弘導
七・八	中僧都	青木	義成
七・九	權中僧都	栗廼	隆興
七・一〇	律師	水谷	忍英
七・一五	權少僧都	高藤	英光
七・一六	權中僧都	田中	明誠

八月御影堂常在説教（晨朝）

八・一	權中僧都	藤浦	弘導	八・二五		中僧都	青木	義成
八・二	律師	堤	一真	八・二六		權大僧都	浦井	宗司
八・三	律師	隆	妙灑	八・二七		律師	磐城	英嗣
八・四	權中僧都	中村	宣成	八・二八		律師	若林	妙百
八・五	權大僧都	戸田	栄信	八・二九		權大僧都	松田	信慶
八・六	權中僧都	田中	明誠	八・三〇		權中僧都	田中	明誠
八・七	權中僧都	生桑	崇等	八・三一		權少僧都	真置	信海
八・八	大律師	松谷	慧光		八月御影堂常在説教			
八・九	權少僧都	真置	信海	八・七	速夜	中僧都	青木	義成
八・一〇	權中僧都	栗真	光暎	八・八	日中	律師	水谷	忍英
八・一一	律師	吉尾	真祐	八・九	速夜	權少僧都	高藤	英光
八・一二	律師	富田	健自	八・一〇	日中	權少僧都	高藤	英光
八・一三	權中僧都	栗廻	隆興					
八・一七	律師	北畠	心淳					
八・一八	大律師	高島	光憲					
八・一九	權中僧都	中村	宣成	八・一四	晨朝	律師	隆	妙灑
八・二〇	權中僧都	藤浦	弘導			大僧都	増田	修誠
八・二一	少僧都	岡	知道	八・一五	晨朝	律師	田中	唯聰
八・二二	權中僧都	上杉	祥樹			中僧都	弓削	弘胤
八・二三	大律師	北畠	大道	八・一六	晨朝	權中僧都	栗廻	隆興
八・二四	律師	松山	智慧		日中	中僧都	藤谷	知良

歡喜會説教

（速夜・日中）

高田慈光院 月例法会

七・一〇、一六、二六

八・二六

報徳園 月例法会

七・一五

権大僧都 浦井 宗司
律 師 隆 妙灑

権少僧都 高藤 英光

敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。

令和七年

六・十六 三重県四日市市浜田町

崇顕寺住職 丹羽 顯英

贈 権大僧都

六・二十三 三重県鈴鹿市神戸

称名寺前坊守 北畠由美子

六・二十四 三重県鈴鹿市若松東

寶祥寺住職 鷹阪 秀章

贈 権中僧都

七・十七 三重県鈴鹿市三日市

良珠院住職 江上 文雄

贈 大律師

七・二十一 三重県鈴鹿市弓削

隨念寺前坊守 弓削さち子



第九十九回 仏教文化講座報告

本年も大変暑い中、法主殿のご臨席を仰ぎ、多くの聴講の皆様を迎えて、第九十九回仏教文化講座が開催されました。

講師の先生方と講題、講義の概要は次のとおりでありました。

八月一日

法主殿御親講

「『真仏報恩塔』再考」

御親講ではまず、「真仏報恩塔」とは、埼玉県蓮田市馬込にあり、高田派二世、真仏上人の供養顕彰碑であって、こういうものを「板碑(いたび)」と言い、「武蔵型板碑」として有名であることを紹介されました。埼玉県指定有形文化財に指定され、蓮田市の文化財リストには、「南無阿弥陀仏の文字が刻まれる六字名号塔。通称『寅子石』と呼ばれ、寅子伝説が伝わる。唯願が師真仏の報

恩供養のために建てた。」と記載されている、と述べられ、この真仏報恩塔を建立した唯願は、光蘭院本の『親鸞聖人門侶交名牒』にも真仏の弟子として記されているので、その師弟関係と実在は疑いを容(い)れないものである、と言及された。

ところが、法主殿は以前から、「真仏報恩塔」は学術用語にはそぐわないのではないか、という疑念を抱いておられた。その形状は板状で、塔とは呼べない。この真仏報恩塔の呼び名は、服部清五郎先生の『板碑概説』では「真宗名号板碑」であり、その他の呼び名としては、「六字名号板碑」、「延慶四年銘六字名号板碑」、「延慶四年銘名号板碑」、「真仏報恩板碑」、「真仏報恩六字名号板碑」などがあり、「名号板碑」という表現でほぼ統一されており、それを尊重すべきではないか。そして、「真仏報恩塔」は、中世に主に関東で盛行した板碑の典型的な例であり、その頂点に立つものでもある。これ程の大作、大板碑が、下野高田から離れた、また、真宗とも縁遠い蓮田という地に、なぜあるのか、それが何を意味するのかについて

も、逐一検討したいと申されました。

次に、板碑の概念について、千々和到先生は「板碑は中世の石塔である」と規定。「板碑は石碑ではなく、また墓石でもない。諸説があるものの、五輪塔に起源を持つが、五輪塔の制約を発展的解消すべく創始されたものではないか。」とされている。時代的には、鎌倉時代初期から江戸時代初期までの四百年近くに及ぶものの、十四世紀が最盛期であり、「真仏報恩塔」初め、著名な板碑はすべてこの時期に造立されている。

板碑研究の第一人者である服部清五郎先生は、板碑に刻まれた本尊の表わし方により、「種子板碑、これは梵字を刻んだ板碑」、それから「画像板碑、つまり仏像を刻んだ板碑」、そして「文字（名号、題目）の板碑」の三つに分類され、文字板碑は、その本尊を文字で表わしたもので、「南無阿弥陀仏」の名号板碑、「（南無）妙法蓮華経」の題目板碑に二分され、総数はごく少ないものの、優秀な作例も多く、「真仏報恩塔」はその白眉ではないかと思われまます、と法主殿は申されました。

さらに板碑は、その銘文により供養板碑と逆修板碑に大別され、逆修は未だ存命の人が、自身あるいは縁者が没後に来世で安穩であるよう祈念する行事で、日本では、中世以前から階級を問わず広汎に行われている。

また、法主殿は、板碑は、浄土信仰の一環として、鎌倉時代初期から江戸時代初期に至る四百年もの長きに亘って造立されたが、それは純粹な阿弥陀信仰とは一線を画すものであったと思います、と申されました。

次に「服部清五郎と『板碑概説』』というテーマで、服部清五郎先生の業績を評価され、さらに「服部先生は『真仏報恩塔』の命名者」というテーマを挙げられて、服部先生は、昭和九年（一九三四）の『高田学報』第九輯に「『真仏報恩塔』を中心として」との論文を寄稿されていて、そこに「私のいわゆる『真仏報恩塔』と命名する板碑」と明記されていて、法主殿は仰天した、と申されました。

そして、法主殿は、「真仏報恩塔」は昭和初年

まで五百年以上もその文化財的価値を顧られることもなく、辻谷の地域住民によって「寅子石」として丁寧に護持供養されて来たからこそ、完存しているのである。勿論、「寅」の祟りを恐れていることであるが、それなくしては大破、倒壊していたかも知れない。「神聖なる真仏上人の報恩供養碑」に対して、それに到底似つかわしくない低俗な伝承が付与されて迷惑千万だ」と思いがちであるが、実はその低俗な伝承に支えられてこそ、今日の「真仏報恩塔」の完璧な姿があるとしたら、認識を変える必要もあろう、と申されました。

最後に、『真仏報恩塔』の評価」というテーマで、宮崎圓遵先生と、峰岸純夫先生の説を紹介されて、つまり、汎真宗であった真仏の弟子ではあっても、徐々に高田色を強めていった顕智・専空には馴染めない、非顕智、非専空を表明する門弟も少なくなく、それに大谷を追われ、関東に逃げ延びた唯善が結び付くことは大いにあり得る。となると、「真仏報恩塔」は真仏の名を掲げてはいくものの、実は反高田を表明するための一大モ二

ユメントとして、下野高田に対抗して造立されたものということにもなる。私共は、何の疑いもなく「報恩塔」を高田派の記念碑として捉えていたが、残念ながら歴史的事実は正反対であったと見ざるを得ない、と申されました。

八月二日

大谷大学文学部歴史学科教授

東館 紹見 先生

「親鸞聖人と聖徳太子・観音菩薩」

東館先生は、用意された資料の、「はじめに」のところ、親鸞聖人と門弟方における、現実の社会（世間）のただ中で、世俗の倫理をも含めた当時の社会におけるあらゆる規範・あらゆる教えの中から、専修念仏の一道を選び取られた歩みを見ていく際に、常に大きな存在として浮かび上がってくるのが、聖徳太子、およびその本地とされた観音菩薩であるといえる。」と述べられて、そこで、「親鸞聖人の生涯とその時代における聖

徳太子への信仰（＝太子信仰）、および、これと密接にかかわる観音信仰の状況を確認しつつ、今回は主に六角堂の観音菩薩からの夢告の内容と意味について確かめたい。」と言われました。

そして前半では、聖徳太子という人と、聖徳太子信仰について説明され、後半では、親鸞聖人と聖徳太子の関係について考察されました。

特に、六角堂の聖徳太子、観音菩薩からの夢告について、東館先生の見解を示され、「親鸞夢記」については、その内容を、『覚禅鈔』との違いも考慮しつつ、「共に歩む存在」という視点に立つて、現代語訳を試みられました。

さらに東館先生は、『親鸞伝絵』と『恵信尼消息』の内容をともに重んじるならば、六角堂の聖徳太子、救世観音菩薩からの夢告は、二回あった、ということになり、その二回が、ともに二十九歳であったという説と、二十九歳と三十一歳の説を紹介されました。

最後に、東館先生は、『皇太子聖徳奉讃』（十一首和讃）の中から、

（第一首）

仏智不思議の誓願の 聖徳皇のめぐみにて

正定聚に帰入して 補処の弥勒のごとくなり

（第六首）

大慈救世聖徳皇 父のごとくにおはします

大悲救世観世音 母のごとくにおはします

（第八首）

和国の教主聖徳皇 広大恩徳謝しがたし

一心に帰命したてまつり 奉讃不退ならしめよ

（第十一首）

聖徳皇のおあはれみに 護持養育たえずして

如来二種の回向に すすめいれしめおはします

の四首を挙げられて、親鸞聖人にとって聖徳太子

および観音菩薩のお導きがいかなるものであった

かを味わわれました。

八月三日

花園大学名誉教授 元花園大学学長

西村 恵信 先生

「九十年生きて思うこと」

まず前半では、西村先生ご自身の前半生が語られました。

昭和八年のお生まれで、二歳の時、農家からお寺の小僧としてもらわれていかれました。旧制中学、高校へと進まれ、「お前は寺の息子じゃないか。」と、無理矢理に、京都の花園大学へ入学することになった、と言われましたが、その入学試験の面接で、三人の先生方の中で、私の履歴書を見て、とたんに合掌して、「よう本学へ受けてくださいました」と言われた先生がおられたことを紹介され、西村先生は、「人生ではじめて拝まれました。」と言われましたが、その人が、山田無文老師だったと言われました。

その後、就職試験二回受けたが不合格となり、不合格という悲しみを経験したが、あの時、もし合格して滋賀県の教師になっていたら、今、ここでお話することもできなかったわけで、さいわいにも、すべったから、です。人生というのは、何が幸せになるのか、わからんもんですね。ほんとにわからんですよ。と言われました。

その後、大学の寮の舎監をされているとき、妙心寺の中にセンターが造られ、最近、とみに多くなった海外からのお客さんに、京都の説明をしよう、そのために英語の勉強しようと思ひ、学生達がいなくなった自由時間に、インド人の英語塾へ行かれて、英語が多少できるようになったと言われました。

そして、アメリカ留学の話があり、育ての母親の勧めもあって、お金を集めて、アメリカへ行かれました。ただ、気がついていたら、帰りのお金が無かったんです、とも言われていました。

アメリカでのご苦労を話されながら、「あ、言うの忘れた。アメリカへ来る半年前に結婚したんや。そうそう。」と、そのなれそめを語られました。

話が戻り、「アメリカで、英語で世界中の宗教の勉強をしました。無理して、行ったおかげでした。」と言われて、帰国後、世界で唯一、禅を研究する禅文化研究所へ勤め、英語の先生が必要だというので、大学で勤めることになった。

「別に、自分が勉強が好きで、初めから大学の先生になろうと思ったのでは無く、ただ縁があったて、その縁を大事にしたおかげで、できあがったのが私の前半生でしたね。」と語られました。

その後、『中外日報』に掲載された論文を読んだ、「京都大学には、禅の勉強をしている人がいるのか」と、「結婚して、三、四年たって、子どもがあるのに、無理矢理、入りました。」と、京都大学大学院の宗教哲学へ入られるのですが、四人の受験生のうち、合格したのは西村先生だけで、「それは、アメリカへ行ってキリスト教を勉強していたというキャリアがあったから。」と言われました。

六年間、大学院で勉強され、その後、大学の教壇に立たれるのですが、学生部長として、学生運動の学生たちと向き合い、話し合い、同時に起こった部落差別問題でも、解放同盟の人たちと話し合い、「だんだん、向こう側に立って、ものが言えるようになった。」「互いに『そうだね、本当にそうだね』と、心からうなずきあうようになる

までには、大変だった。」と西村先生は言われていました。

前半の終わりでは、「日本の仏教」と「日本のキリスト教」との交流を六十年続けられていることや、五年前に、オーストリアの世界宗教者平和会議で話されたことを紹介されました。

後半では、今から五十年ほど前に、山田無文老師がお作りになった「生活信条」について話されたのですが、この「生活信条」の作成には西村先生も関わっておられて、その内容を紹介され、説明されました。

一つ目が、
「一日一度は静かに坐って 身と呼吸と心を調えましょう」

二つ目が
「人間の尊さにめざめ 自分の生活も他人の生活も大切にしましょう」

三つ目が
「生かされている自分を感謝し 報恩の行を積みましょう」

それぞれの意味を丁寧に説明されましたが、特に二つ目の文で、「自分の生活」が先にきている点を強調されて、「自分を大事に思える人が、はじめ、そばにいる奥さんや旦那さんの大事さに気がつきます」、「自分をええかげんに考えて、しっかり自分を見つめることのない人は、人のこと、わかるでしょうか」、「自分を大切にしない人がどうしてそばにいる人の生活を大切にすることができませんか」と言われました。

八月四日

中村元東方研究所専任研究員

高柳さつき 先生

「禅と私」

ご講義は、前半と後半に分けて、お話をされました

前半は、「第一部 十牛図を読む」と題されて、「禅のさとりとは何か、どういふものをわかっていたら、興味を持っていただけたら」と、

中国の南宋時代に活躍した臨済宗の廓庵師遠の十牛図について、十の図絵を一つ一つ紹介され、さとりについて、それぞれの段階を説明されました。

そして、まとめのところで、この廓庵の『十牛図』は、日本には、円爾という僧侶によって持って来られたもので、その円爾は、悟りの極致として「無心」を強調されていて、それは十牛図の第八に通じている、と述べられました。

さらに、日本では江戸時代になって、この廓庵の『十牛図』が和歌が付け加えられて出版されたが、廓庵にとつて、十牛図の九番目と十番目は、他者との関係を重んじる大乘仏教の教えや菩薩行に通じるものであったが、日本人にとっては相互扶助という考え方に通じるものとして、この十牛図は受けと止められたのであろう、と述べられました。

後半は、「第二部 日本中世禅の思想 円爾を中心に」と題して講義をされました。

まず、「日本禅の歴史」を見ていかれるのですが、そのための基本的概念として、南都六宗、そ

して平安二宗（天台宗と真言宗）、さらに顕教と密教について、その基本内容を説明されてから、奈良時代から平安後期までの「日本禅の歴史」、次に、栄西と道元を含む鎌倉期の「日本禅の歴史」を紹介、説明されました。

その上で、道元より二歳年下で、ほぼ同時期に活躍した円爾という僧の生涯を詳しく紹介されました。

円爾という僧が、学界、仏教思想研究で注目されるようになったのは、歴史学者の黒田俊雄先生が、鎌倉新仏教という概念（兼修禅より純粹禅）から、顕密体制論（1675年）を提唱されるようになって、二千年代前半に、この円爾という僧は、兼修禅の僧侶であって、鎌倉時代の禅宗興隆の中心人物ではなかったかと注目されてきた、と紹介されました。

さらに、「二、真福寺聖教調査による思想的転換」と題されて、円爾とつながりがある真言密教の名古屋・真福寺の調査から見つかった、新発見のいくつかをピックアップされて紹介され、解説

していただきました。

それは、禅と密教との関係性を明らかにするものでもあり、円爾とその弟子である癡兀大慧は禅密関係についてかなり論じている、と紹介されました。

最後にまとめとして、諸宗と融合したり、諸宗と密接な関係をもちながら禅が発展していくのが一般的な形態であり、当時の「宗」は現在のように宗派的なものではなく、いずれかの「宗」に帰属する義務もなく、一人の僧が一つの宗に属する必要はなく、むしろ八宗兼学が普通とされた、と述べられ、当時の仏教の中核である既存の八宗に対して、その周辺において禅や浄土の運動が展開されていたという、中心と周辺の関係として、見るべきではないか、と結ばれました。

八月五日

大学院第一部会研究員

高田短期大学仏教教育研究センター研究員

島 義恵 先生

『真慧上人御書』における教学的特徴」

島先生は、はじめに、「『真慧上人御書』を読み解くことで、どのような意図で『御書』を制作したのか、また真慧上人の教学、伝道の特徴をみていきたい」と述べられた。

まず、真慧上人について次のように紹介された。真宗高田派第十世であり、当派における中興である。若年の頃は、賀波山麓の迎雲寺や常陸周辺の諸宗派寺院で勉学を積み、長祿三年（一四五九）の頃、下野高田を出て近江坂本の妙林院に入り、加賀や越前を化導したとされている。文明四年（一四七二）三十九歳の時に『顕正流義鈔』を著し、明応年間（一四九二〜一五〇一）に入ると、現在の本山がある一身田に建立された無量寿院へ活動の拠点を移し、明応三年（一四九四）六十一歳の時に問答形式で教義や作法について答えた『十六問答記』を著している。ほかに、名号や本尊、上人が考案した「野袈裟」を、伊勢国内の多くの念仏道場に下附していくのも、この頃からである。

永正元年（一五〇四）七十一歳の時には、高田門徒の心得を記した「永正規則」を著したのを皮切りに多くの「御書」を制作している。そして永正九年（一五一一）七十九歳で往生している。

続いて「御書」について、その名称は、明暦三年（一六五七）に第十四世堯秀上人が「御書四巻」を出版されて以降、一般的になったといわれている。常磐井鸞猷前法主は、正保二年の火災による御堂などの消失や、翌年に子息であった第十五世堯朝上人が、幕府との軋轢で自害されるという悲劇の中から、高田派が立ち直り、新たな歩みが始まっていくという機運を門末に伝えるための開版ではなかったか、と述べられていることを島先生は紹介された。

そして『真慧上人御書』について、自筆本、伝自筆、真慧作、集成本、聞書、『堯成聞書』、写本などを挙げ、合わせて野袈裟についての平松令三先生の説を紹介されて、強力な教化活動が必要な現状であった伊勢国内で、野袈裟同様、「御書」にも同様の意図があったと考えられる、と述べら

れた。さらに、五来重先生の説も紹介されて、伊勢の高田寺院は薄弱な中で様々な教えや習俗を取り入れながら高田教団の地盤を守っていたともいえる。真慧上人はそのような伊勢の高田寺院のありさまを正し、教団の統制を図るために「御書」を制作したのである、と島先生は言われた。

後半では、『真慧上人御書』にみられる教育的特徴を次のように紹介された。

その特徴の一つ目は、「念仏と信心」について、「本願を信じ、念仏称える」行信不離が高田の伝統であることを示している。

二つ目の特徴は、「本寺崇敬」の語が「御書」において初めて出てくる点である。真慧上人にとっての本寺とは、単に本寺という建物を誇るために述べられたのではなく、代々伝えられてきた専修念仏の教えと、その教えを守り担ってきた本寺という抛り所を共に敬うことを勧めた言葉であったのではないかと考えることができる。

三つ目の特徴は、高田教団の立場を明らかにしている点である。真慧上人は「浄土宗専修門流」

の言葉を使って、本願寺とは違い、高田が伝統的で確かな宗派であることを示そうとされたのではないか。

最後に島先生は、真慧上人における「永正規則」の意味や、「善知識」への敬いが強調されている点にも注目しながら、卷子本「御書」の制作は、伊勢における真慧上人の教化活動の集大成として、自らが没した後も卷子本を与えられた寺院を中心として、本寺末寺の統制が保たれ、高田代々の教えが守られていくことを願われたものではないか、と結ばれた。

本年も各分野の先生方をお招きして、広い視野からのお話しを伺うことができました。この五日間をご縁として、仏教や真宗に関して新たな視点を得させていただくとともに、自らの今後の歩みに様々な示唆を与えていただきました。

来年の文化講座は第百回となります。その記念すべき第百回開催に向けて、法主殿の御意向を承りながら準備をすすめてまいります。

(仏教文化講座主監 松山 智道)

全国組長会報告

全国組長会が令和七年六月十九日（木）午前十時三十分より宗務院二階第一会議室にて開催され、全国各地より四十五名の出席がありました。法主殿のお言葉後、宗務総長挨拶、宗議会報告が行われました。続いて庶務・教学等各部署から各種案内後、質疑応答がありました。

第二十一回 法話発表会

開催日時 九月四日（木）

午前十時より開会式

会場 宗務院二階第一会議室

法話発表会を開催します。僧侶になったばかりの方や、日頃法話をする機会のあまりない若手を中心に法話をして頂きます。

これから布教者として歩まれる方を応援する行事です。是非、ご聴聞ください。

（TEL〇五九―二三二―四一七一）

第五十一回

住職補任研修会実施のお知らせ

標記の件につきまして、住職・住職代務者・副住職規程（宗規第十七号）により、住職補任研修を受講することが、住職及び副住職補任申請の必須条件です。

住職及び副住職を拜命予定の皆様は、早めに受講いただきますようご案内いたします。

なお、教師資格を取得された方が対象となります。

研修予定日

令和七年

十月八日（水） 十二時頃～

九日（木）～十二時十五分頃、解散予定

研修内容

・真宗教義と高田派の歴史

・宗教法入法

・声明

・現状と課題

申込み方法

指定の申込書を令和七年九月八日までに

本山宗務院教学課宛に郵送、FAXにて

お申し込み下さい。

研修費用

二〇,〇〇〇円(当日、持参下さい。)

定員

二十名(定員になり次第受付終了)

詳細は宗務院教学課までお問い合わせ下さい。

〒五一四一〇一一四

三重県津市一身田町二八一九

真宗高田派宗務院教学課 宛

(TEL) 〇五九一二三三―四一七二

(FAX) 〇五九一二三三―一四一四

大学院公開講座案内

令和七年度 第二回

聞思の集い

日時 令和七年十月三日(金)

午後一時半

午後三時四十五分頃

会場 高田会館ホール

テーマ 「和語聖教から窺う、

親鸞聖人のおこころ」

講師 葛野 洋明 師

(龍谷大学大学院教授)

令和七年度 第三十回

大学院研究発表大会案内

会場 高田会館ホール

日時 令和七年十月三十一日(金)

開講式

一・研究発表

午前十時

十時二十分頃

十一時三十分頃

① 専照寺所蔵宗学関係資料について

第一部会

金信 昌樹

② 村田静照師の念仏生活

第二部会

田中 明誠

③ 金子みすゞから学ぶお墓の意味

第三部会

鷲山 了悟

二・特別講演

十三時三十分

十月八・九日

第三十回教学院研究発表大会

講題

「持続可能な寺院を目指して」

―真宗寺院、超宗派、他宗教の教化活動に学ぶ―

講師

川又 俊則 師

(鈴鹿大学こども学部教授)

閉講式

午後三時頃

どなたさまも自由に聴聞ください。

本山行事予定

(九月・十月)

九月四日

第三十一回法話発表会

九月二十日

二十六日

讚佛会

十月八・九日

第五十一回住職補任研修会

十月十六日

第七十七回檀信徒研修会



下付金のお知らせ

令和元年度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上いたしました。

(令和七年五月三十一日付)

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、五が年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんのでご注意ください。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。



宗門のお知らせ

納骨冥加金等の改定

下記の通り各種冥加金を改定いたします。ご周知いただきますようお願い申し上げます。

[改定実施日]

1. 納骨冥加金 令和7年9月1日より
2. 各種読経冥加金 令和7年9月1日より
3. 納骨堂納骨壇年間恭敬冥加金 令和8年1月1日より

記

1. 納骨冥加金 改定内容

種別	現在	令和7年9月1日より
本山納骨	2万円以上	3万円以上

2. 各種読経冥加金 改定内容

種別	現在	令和7年9月1日より
仏間読経	5千円以上	1万円以上
納骨壇前読経	2千円以上	3千円以上
臨時読経	2万円以上	3万円以上

3. 納骨堂納骨壇年間恭敬冥加金 改定内容

種別	現在	令和8年1月1日より
普通型	4千円以上	6千円以上
大型	8千円以上	1万1千円以上
特別型	2万4千円以上	3万円以上
第2納骨堂	4千円以上	6千円以上

以上

ご不明な点につきましては総合案内所までお問い合わせください。

真宗高田派本山専修寺 総合案内所

TEL 059-232-7234 (受付時間：午前9時から午後4時)

真宗高田派共済会のご案内

●全寺院対象の共済制度●

真宗高田派共済会運営規程による各種制度

○見舞金

- ・本堂全焼及び全壊 100万円
- ・本堂半焼及び半壊 60万円
- ・庫裏全焼及び全壊 60万円

* 災害を証明する書類が必要

・境内地並境内建物が災害を被った時は、2万円をお見舞いする

* 被害総額が100万円以上の場合となります

○祝金

- ・本堂新築及び改築 60万円
- ・本堂を除く境内建物の新築および改築 10万円

* 工事費が1千万円以上の場合となります

* 高田派代表役員が発行した新築・改築の承認書と

工事契約書の写しが必要

○住職退職慰労金（住職の死亡から6ヶ月以内に申請のこと）

在任期間により給付金が異なります

- ・住職在任80年以上90年未満 90万円
- ・住職在任70年以上80年未満 80万円
- ・住職在任60年以上70年未満 70万円
- ・住職在任50年以上60年未満 60万円
- ・住職在任40年以上50年未満 50万円
- ・住職在任30年以上40年未満 40万円
- ・住職在任20年以上30年未満 30万円
- ・住職在任10年以上20年未満 20万円
- ・住職在任10年未満 10万円

○香料（退職から6ヶ月以内に申請のこと）

上記住職退職慰労金を適用する但し慰労金を支給された住職は該当しない

○真宗教学奨学金（毎年4月末日までに申請のこと）

- ・高等学校生及び真宗各派の専修学院生 月額 2万円 若干名
- ・大学生及び大学院生 月額 4万円 若干名
- 月額 8万円 若干名

○奨励金（毎年4月末日までに申請のこと）

共済会が指定した学校学部にて得度した者が入学したときに

4万円を支給します。

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

真宗高田派共済会 真宗高田派宗務院内

電話 059-232-4171 FAX 059-232-1414

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

「三重県人権教育基本方針」より抜粋

令和七年八月二十日印刷
令和七年八月二十日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三二一四一七一
<http://www.senjuji.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇〇一五一九四番

印刷所 三重県津市一身田町七六五番地
相和印刷所

電話（〇五九）二三二一四一七〇